

[論 文]

中世の支配者図像における冠
—シュタウフェン朝の国王・皇帝図より—

Die Kronen in den Bildern der staufischen Kaiser und Könige

田 中 圭 子

Tanaka Keiko

1 はじめに

初期中世から盛期中世にかけて、帝国史においてはカロリング朝時代からシュタウフェン朝時代の終わりまでにあたる時期に成立した支配者図像は、君主の容貌の正確な再現を一義的な目的とするものではない。一般的に、その時期の視覚芸術が写実性の追求を最優先しようとする様式ではなかったことに加え、支配者図像は、本来不可視であるはずの支配権を、それを行使する者の姿という視覚的イメージを用いて表象化しようとするものであるがゆえに、支配者としての正統性をより明瞭に示しうると考えられた、伝統と慣習によって規定され、様式化した表現を強く志向したのである。そのような図像においては、支配者を示すアトリビュートであるとともに、それ自体が支配権の象徴物でもある権標 (Insignien) は、不可欠の構成要素であった。権標とは、具体的には、冠、玉座、笏、宝珠、剣、槍などを指すが、支配者が頭上に戴く冠は、とりわけ重要な象徴であった。では冠は、中世の帝国において、いかなる理念に基づく支配権を表象してきたのか。その点を、歴史的変遷をも含めて明らかにするための前提として、本稿ではシュタウフェン朝時代の国王・皇帝図に描かれた冠を、現存する当時の冠とともに、構造上の特徴に基づく類型に従って分類・整理し、すでに検討を行ったカロリング期からザーリア一期までの冠の用法⁽¹⁾と比較する作業を行いたい。

なお、王朝としてのシュタウフェン家の歴史は、1138年にアーヘンで国王として戴冠されたコンラート3世から始まるといえる。その甥フリードリヒ1世バルバロッサ、彼の息子ハインリヒ6世とフィリップ・フォン・シュヴァーベン、さらにバルバロッサの孫にあたるフリードリヒ2世、その息子コンラート4世までの5世代にわたって、この家系は帝国の国王・皇帝の地位を占めた。よって、ここで検討の対象とする時期は、コンラート3世の国王戴冠からコンラート4世の死(1254年)までの100年余りである⁽²⁾。

シュタウフェン期の権標を対象とした先行研究としては、中世全体の俯瞰を目指したシュラムの大著『支配権のしるしと国家の象徴』⁽³⁾のほか、フリードリヒ2世時代の権標を主題とするデアとシュラムのモノグラフがある⁽⁴⁾。本稿では、これら1950年代の研究を基礎とし、シュラムらが編纂した中世の国王・皇帝に関する遺物と図像史料の集成⁽⁵⁾、

さらにシュタウフェン朝時代を包括的に取り扱った展覧会のカタログ等⁽⁶⁾に収録された史料を用いて検討を試みたい。

本稿の構成は次の通りである。まず、シュタウフェン家の国王・皇帝が実際に所有ないし使用した冠について、現存例を中心に取り上げる。次いで、硬貨、写本画、工芸作品などにみられる冠の図像を整理・分析し、その結果に関して概括を行うこととする。

2 シュタウフェン朝の国王・皇帝の冠

権標研究が明らかにしてきたところによると、中世ヨーロッパにおいて一人の君主が所有した冠はたいてい複数であり、その形態もつねに同一であったわけではなかった。よって、本節では、シュタウフェン家の国王・皇帝が保有していた冠のうち現存するもの、および近代の記録図を通じて外観を比較的確実に知りうるものを取り上げ、その形状を確認することとしたい。

まず第一にあげられるのは、代々の国王・皇帝により受け継がれてきた「帝国の冠」である。八枚のプレートを環状に連ねた、特徴的な外観をもつこの冠は、その他の宝物とともにトリーフェルスの城塞に保管されていた。だが、帝国の皇帝でありながらシチリア国王をも兼ね、イタリア南部に長く滞在したハインリヒ6世以降の君主たちにとって、この冠を実際に着用する機会は、きわめて限られていたことであろう。

彼らが実際に用いた冠の大部分は失われたが、フリードリヒ2世所有と考えられる冠が、シチリアのパレルモ大聖堂に現存している（図1）⁽⁷⁾。

黄金の薄板で作られた半球形のかぶりものに、頭囲をめぐる環と頭頂で直交する二つの平らなアーチが、真珠や宝石、七宝で飾られた黄金の板によって象られ、両脇には、鎖で小さな装飾板や宝石を連ねた、肩に触れるほどの長さの飾りが下がっている。この冠は、フリードリヒ2世の后コンスタンツエの棺が1781年に開かれた際、その中から発見されたために、長らく彼女の冠とみなされてきた。しかし、前述のデータの研究により、これは女性用の冠ではなく、ビザンツ皇帝の権標として用いられ、ノルマン・シチリア王国にも取り入れられた「カメラウキオン」と呼ばれる形式の冠であることが明らかにされた⁽⁸⁾。

「カメラウキオン」は、古代ローマ皇帝が用いた、ディアデマで飾られた兜を起源とする形式とみなされている⁽⁹⁾。

したがって、まさに皇帝的な権標であったといえようが、シュタウフェン家のそれは、シチリアのノルマン王家を経由して取り入れられたことから、むしろシチリア王権の象徴として機能したと考えられている⁽¹⁰⁾。フリードリヒ2世は、1220年にローマで皇帝として戴冠されたが、当時編纂された皇帝戴冠に関する定式書によると、まずミトラを頭上に載せ、その上に冠を重ねるよう記されている⁽¹¹⁾。「カメラウキオン」は、その形状から明らかにこうした用法には適さず、したがって皇帝戴冠において帝権の象徴として用いられる



（図1）フリードリヒ2世の冠

冠にはなりえなかつのではないだろうか⁽¹²⁾。

また、ハインリヒ6世とフリードリヒ2世は、冠とともに葬られていたと伝えられる。その冠は現存しないが、やはり1781年の開棺調査時に作成された素描と記述によると、フリードリヒ2世の副葬冠は、環状冠に百合状の装飾を付けた、百合冠（Lilienkrone）と呼ばれるタイプのものであったようである⁽¹³⁾。ザーリア一家の皇帝たちの棺から発見された冠は、副葬品とするために作られた銅板製の簡素なものであったが⁽¹⁴⁾、真珠や宝石で飾られたフリードリヒ2世の副葬冠は、実際に使用された冠であった可能性もある⁽¹⁵⁾。

3 シュタウフェン朝の国王・皇帝図における冠

(1) 硬貨

本節では、シュタウフェン期に国王貨幣鑄造所で発行された、国王称号を伴う国王貨と皇帝称号のある皇帝貨を対象として、通常その表面に表される支配者図像の冠について検討を行う⁽¹⁶⁾。

これらの硬貨にみられる支配者図像の大部分は、ある一定の定型に従っているといえる。支配者は正面を向いた胸像ないし座像として表され、冠を戴き、笏や宝珠などの権標を手にしている。また、それらに代わって剣や槍などが用いられることがある。

その中に描かれている冠は、形態上の類型に従って整理すると、およそ3種類に大別する。すなわち、ビューゲル冠（Bügelkrone）、切妻冠（Giebelkrone）、環状冠（Reifenkrone）である。ビューゲル冠については、冠に一つのアーチが付加されたもの、二つのアーチが付加されたもの（二重ビューゲル冠）、双方の例がみられる⁽¹⁷⁾。ビューゲル冠はおそらくカロリング期から、また切妻屋根のように中央が高くなつた切妻冠はザクセン期から出現した形式であり⁽¹⁸⁾、これらの形式の冠を多用したザーリア一期の硬貨を通じて⁽¹⁹⁾、シュタウフェン期に継承されたといえるが、切妻冠を用いた例は減少傾向にある⁽²⁰⁾。

その一方で、シュタウフェン期を通じて継続的に現れるようになった環状冠は、ザーリア一期と比較して、使用頻度が増加したと考えられる。ただし、ひとつの環のみからなる単純な形式ではなく、環の上に丸い装飾が三つ、あるいはそれ以上加えられた形をとっている（図2）。実際に使用された冠の例をみると、そのような装飾は百合や十字を象って作られ、大きな宝石・貴石が取り付けられていることが多い。硬貨という限られた面積の中で図像として表現する場合には、それらの装飾の形状を単純化・抽象化する必要があり、その結果、単なる円形に描かれた可能性はあるだろう⁽²¹⁾。

また、シュタウフェン期の国王・皇帝貨の中には、上述の定型的表現にあてはまらないタイプの支配者図像も見出される。

まず、フリードリヒ1世時代には、皇帝を馬に乗る姿で表した硬貨が出現した。これは、ザーリア一家のハインリヒ5世のもとで作られて以来の例である。こうした騎馬像は、フィリップ・フォン・シュヴァーベンの国王貨、フリードリヒ2世の皇帝貨にも例があ



（図2）フリードリヒ1世の皇帝貨

る⁽²²⁾。フリードリヒ1世の硬貨の中で注目されるもう一つの例は、皇帝を玉座ではなく世界を表す円ないし円弧に座す姿で描いたものである（図2）。このような表現は、もっぱら「莊嚴のキリスト」図において用いられてきたものであり⁽²³⁾、この形式を取り入れることによって、フリードリヒ1世はこの世における「キリストの代理人」の地位を占めると主張されていることになる⁽²⁴⁾。

ハインリヒ6世の皇帝貨の中には、冠ではなく、古代に由来するディアデーマとみられる権標を戴いた図を表したものがある。これは正面図ではなく、横顔で描かれており、この点においても、古代的な定型表現を模範にした、稀少な例であるといえる⁽²⁵⁾。

父ハインリヒ6世からシチリア王位を受け継いだフリードリヒ2世は、より直接的に古代ローマ皇帝の図像表現を下敷きにしたと考えられる金貨、いわゆるアウグスター貨を南イタリアで発行した。ここでは、皇帝は月桂冠を戴いており、やはり横顔で表されている（図3）⁽²⁶⁾。さらにフリードリヒ2世時代には、古代ローマにおいて皇帝の神格化の象徴として用いられた鷲を図像に取り入れ、その翼によって天に運ばれるかのように、皇帝の胸像を鷲の上に配した硬貨の例もある⁽²⁷⁾。あるいはまた、天使のように翼をもつ姿で皇帝を表した硬貨も残されている⁽²⁸⁾。

硬貨としては特殊なこれらの図像は、キリストあるいは古代ローマ皇帝の図像伝統に重ね合わせることで、より神聖な、もしくはより権威ある皇帝イメージの創出を試みようとするものといえる。その中で、当時の実際の冠とはまったく異なる、ディアデーマや月桂冠が用いられたことは注目に値しよう。



（図3）フリードリヒ2世の皇帝貨（アウグスター貨）

（2）写本画・工芸作品

本節では、シェタウフェン家の国王・皇帝の姿を表現した視覚芸術作品のうち、彼ら自身もしくはその周辺の人々との密接な関係のうちに成立したと考えられ、なおかつ描かれた人物を確実に同定しうる作例のみを取り上げる。まず写本画から2点、次いで工芸・彫塑作品から2点を、それぞれ成立順にみてゆくこととする。

写本画の第一は、帝国書記長コンラート・フォン・クヴェールフルトの依頼により、南イタリアの聖職者エボリのペトルスが著した「皇帝の誉れに寄する書」⁽²⁹⁾の挿画である。この書が成立したのは1195年から1196年にかけてであり、皇帝ハインリヒ6世に献呈された。その主な内容は、ハインリヒが后コンスタンツエの故国シチリアの王位を獲得するまでの闘争の過程と、ハインリヒの治世の称揚である。挿画において、ハインリヒはほぼつねに冠を戴いた姿で描かれているが、そのほとんどは、高さのある環の上にいくつかの装飾を加えた形狀の環状冠である⁽³⁰⁾。これとは異なるタイプの冠が用いられているのは、ハインリヒの皇帝戴冠を表した図である。戴冠前のハインリヒは、中央が切妻状に高くなつた冠を頭上にのせているが、その後の場面では、戴冠定式書に記されている通り、教皇からミトラを受けられている⁽³¹⁾。

第二に、フリードリヒ2世の著書「鳥を用いた狩猟の技について」をあげておく。ただし、1244年頃に南イタリアで制作された原本は失われているため、ここで参照するのは、

これを元に1258年から1266年の間にフリードリヒの息子マンフレートの命により作成された写本である³²⁾。その第1葉裏に玉座の支配者が二度描かれているが、頁上部の図はフリードリヒ2世、下部の図はマンフレートとみなされており、いずれも百合状装飾のある冠を戴いている³³⁾。

工芸・彫塑作品の中から取り上げるのは、カール大帝の聖遺物箱2点である。

1165年12月29日、フリードリヒ1世に支持された対立教皇パスカリス3世の同意に基づき、アーヘンでカール大帝が列聖された³⁴⁾。そこでフリードリヒは大帝の遺骸をその墓所から自らの手で取り上げ、新たな聖遺物箱の中に移したと伝えられている³⁵⁾。このとき腕の遺骨を納めるために制作された聖遺物箱³⁶⁾には、キリストやマリア、大帝の息子ルートヴィヒ敬虔帝、紀元1000年にカールの墓を開いたといわれるオットー3世とともに、シュタウフェン家に属する4名の人物の姿がレリーフで表されている。まず、兜をかぶり右手に旗を持つシュヴァーベン公フリードリヒ。そして、シュタウフェン家出身の初の国王コンラート3世と、その後継者フリードリヒ1世は冠を戴き、十字架付き宝珠と笏を手にしている。彼らの冠はほぼ同形で、二つのアーチが頭上で直交した二重ビューゲル冠であるが、後者の冠では両脇に飾りが下げられている（図4）。

フリードリヒ1世の后ベアトリクスは、ヴェールの上から冠を被り、十字架を手にした姿である³⁷⁾。

また、カール大帝の亡骸を安置するための厨子型聖遺物箱³⁸⁾は、おそらくフリードリヒ1世の注文により1182年頃に制作が開始され、フリードリヒ2世時代に完成している。アーヘンにおいて、フリードリヒ2世自身が釘を打ってこの聖遺物箱を閉じる儀式が行われたのは、彼の国王戴冠が挙行された2日後、1215年7月27日のことであった³⁹⁾。厨子の屋根部分はカール大帝伝に基づく八つの場面のレリーフ、長辺側の側面はルートヴィヒ敬虔帝からフリードリヒ2世までの国王・皇帝16名の座像で飾られている。ここに登場するシュタウフェン家の人物は、完成当時の同時代人であるフリードリヒ2世（図5）とその父ハインリヒ6世のみである⁴⁰⁾。これら君主像はすべて、笏と宝珠を手にし、三つの丸い花弁を合わせたような形状の装飾が付いた冠を戴いている。短辺側の側面を飾るカール大帝の像には、ゴシック様式のビューゲル冠がかぶせられているが、これはおそらく後に置き換えられたものであり、元来の冠の形状は不明である⁴¹⁾。ただし、屋根部分のレリーフでは、カール大帝は例外なく、側面の君主像に用いられた冠と同様の、アーチのない百合冠とともに描かれている⁴²⁾。

以上の作例に登場する冠は、環状冠、百合冠、ビューゲル冠であり、硬貨にみられる冠の諸タイプから大きく逸脱するものではないといえよう。また、百合飾りのある冠とアーチのある冠は、カロリング期より写本画に描かれ続けており、もはや帝国における支配者



(図4)フリードリヒ1世(カール大帝の聖遺物箱より)



(図5)フリードリヒ2世(カール大帝の厨子型聖遺物箱より)

図像の伝統的要素とみなしうるだろう。

4 おわりに

本稿の結びとして、まず、シュタウフェン家の君主たちが所有した冠および彼らの周辺で成立した支配者図像に表された冠について、構造上の類型に従って整理を試みた結果、看取された傾向・特色を述べておきたい。第一に、ザーリア一朝期と比較すると冠の多様化に歯止めがかかっており、新たな形式の冠を導入するよりは、すでに広く受け入れられ、確立していたいくつかの形式の中から選択して冠の表現がなされていたように思われる。例えば「カメラウキオン」を明確に描写しようとした図像は、本稿のための調査においては、ほとんど見いだせなかった。第二に、代表的な冠の形式のうち、切妻冠を描いた作例が減少した一方で、ビューゲル冠は継続して用いられ、百合冠を含む環状冠の使用例は増加傾向にある、という変化が見て取られた。第三に、ディアデーマや月桂冠が、ハインリヒ6世およびフリードリヒ2世の図像において「復活」し、古代ローマ皇帝の後継者としてのイメージ創出に寄与した。これは、皇帝権の性格を表現するうえで権標が果たしうる役割を示唆する例であることができよう。

以上の結果をふまえ、今後さらに検討されなければならない課題もなお多く残されている。印章にみられる国王・皇帝図、冠についての記述を含むシュタウフェン期の諸著作については、本稿中では扱うことができなかった。また、シュタウフェン家の政策および皇帝理念について、より具体的に視覚的表象との関連を探求する必要があるであろう。そして、引き続き大空位時代以後の中世後期における冠の用法の探査を行い、中世全体にわたる冠の変遷を明らかにしたうえで、さまざまな形式の冠の象徴的意義の解明と、歴史的位置づけを試みたいと考えている。

注釈

- (1)拙稿「中世の支配者図像における冠——カロリング朝およびザクセン朝の国王・皇帝図より—」、『大分県立芸術文化短期大学研究紀要』44巻、2006年、97~104頁（以後、「カロリング朝およびザクセン朝」と略記する）。同「中世の支配者図像における冠——ザーリア一朝の国王・皇帝図より—」、『大分県立芸術文化短期大学研究紀要』45巻、2007年、111~120頁（以後、「ザーリア一朝」と略記する）。
- (2)ザーリア一家最後の皇帝ハインリヒ5世の没後、1125年に国王に選出されたロータル・フォン・ズップリンブルク、フィリップ・フォン・シュヴァーベンに対抗して選出されたヴェルフェン家の国王オットー4世、フリードリヒ2世の対立国王であったハインリヒ・ラスペとヴィルヘルム・フォン・ホラントの権標と図像についても同様の検討を行う必要があろうが、本稿ではさしあたりシュタウフェン家の君主たちに限定して考察を行う。
- (3)Percy Ernst Schramm, *Herrschaftszeichen und Staatssymbolik*, 3 Bde, Stuttgart,

- 1954/1956（以後、*Herrschafszeichen*と略記する）.
- (4) Josef Deér, *Der Kaiserornat Friedrichs II.*, Bern, 1952（以後、*Kaiserornat*と略記する）；Percy Ernst Schramm, *Kaiser Friedrichs II. Herrschafszeichen*, Göttingen, 1955（以後、*Friedrichs II. Herrschafszeichen*と略記する）.
- (5) Percy Ernst Schramm / Florentine Mütherich, *Denkmale der deutschen Könige und Kaiser. Ein Beitrag zur Herrschergeschichte von Karl dem Großen bis Friedrich II. 768–1250*, München, 1962（以後、*Denkmale*と略記する）.
- (6) Die Zeit der Staufer. *Geschichte – Kunst – Kultur. Katalog der Ausstellung*, 5 Bde, Stuttgart, 1977/1979（以後、*Staufer*と略記する）. 以下の文献に収録された図像史料も参照した。Arthur Suhle, *Hohenstaufenzzeit im Münzbild*, München, 1963; Carl A. Willemsen, *Die Bildnisse der Staufer*, Göppingen, 1977.
- (7) この冠に関しては、*Kaiserornat*, S.19ff.; *Herrschafszeichen*, Bd.3, S.884-886; *Denkmale*, Nr.198, S.189f. 渡辺鴻『[図説] 神聖ローマ帝国の宝冠』八坂書房、2008年、189～198頁。
- (8) *Kaiserornat*, S.19-56. これは、皇帝自身が愛用の冠を妻の棺に入れて葬ったものと推測されている。*Herrschafszeichen*, Bd.3, S.886; *Denkmale*, S.189.
- (9) *Kaiserornat*, S.21ff.
- (10) *Herrschafszeichen*, Bd.3, S.886. パレルモ大聖堂に安置されているフリードリヒ2世の棺には二つのアーチをもつ冠が刻まれているが、デアは、それが元来シチリア王ルッジエーロ2世のために用意された棺であったことから、その図をシチリア王の「カメラウキオン」とみなしている。Josef Deér, *The Dynastic Porphyry Tombs of the Norman Period in Sicily (Dumbarton Oaks Studies 5)*, Cambridge, 1959, pp.170-176.
- (11) *Friedrichs II. Herrschafszeichen*, S.140. 13世紀初頭の定式書における、皇帝への戴冠についての記述は、Reinhard Elze, *Die Ordines für die Weihe und Krönung des Kaisers und der Kaiserin*, Hannover, 1995, S.66, 77.
- (12) この冠は、ハインリヒ6世により帝国にもたらされ、現在まで伝わっている儀式用の剣、手袋、靴と同様の様式・技術で制作されていることから、フリードリヒ2世の皇帝戴冠のために用意された権標および装束一式に含まれていたとみる説もある。*Kaiserornat*, S.75-79; *Denkmale*, S.189.
- (13) *Denkmale*, Nr.215, S.197f. ハインリヒ6世の副葬品については、*Ibid.*, Nr.186, S.185f.
- (14) 「ザーリア一朝」112～113頁。
- (15) シュラムの1950年代の研究では、スウェーデン国立博物館に所蔵されている聖エリー・ザベトの聖遺物容器を飾る冠も、フリードリヒ2世のものと推定されていた。*Friedrichs II. Herrschafszeichen*, S.27ff.; *Herrschafszeichen*, Bd.3, S.886f. しかし、その後の研究では、この見方は疑問視されている。Vgl. Jürgen Petersohn, "Kaisertum und Kultakt in der Stauferzeit", in: *Politik und Heiligenverehrung im Hochmittelalter*, hrsg. v. Jürgen Petersohn, Sigmaringen, 1994, S.101-146,

- bes. S.118, Anm.85. またシュラムは、クラクフ大聖堂所蔵の十字架の装飾に用いられた冠も、ハインリヒ（7世）夫妻に由来する、との仮説を立てている。*Friedrichs II. Herrschaftszeichen*, S.52-74; *Herrschaftszeichen*, Bd.3, S.891f.
- (16) ここでは、以下の文献に収録された硬貨の図像を史料として用いた。Suhle, *op.cit.*; Willemse, *op.cit.*; *Staufer*, Bd.1, S.108-188, Bd.2, Abb.93-127. シュタウフェン期の硬貨は現存数がかなり多く、精確な数量的分析を行うことは困難であるため、本稿では図像表現における特徴の把握を試みるのみにとどめる。なお、国王貨幣鑄造所の数は、ハインリヒ6世が没した1197年までの時期には28、それ以降は37であったといわれ、これは聖俗諸侯や都市が設立したものも含めた帝国全体の貨幣鑄造所のうち、それぞれ約13%、約9%である。Elisabeth Nau, "Münzen und Geld in der Stauferzeit", in: *Staufer*, Bd.3, S.87-102, bes. S.89.
- (17) 硬貨の図像表現の多くでは、環状冠にアーチを付けたビューゲル冠か、半球形の「カメラウキオン」に類した形式か、判別はほとんど不可能である。よって、ここではビューゲル冠と統一して呼んでおく。
- (18) 「カロリング朝およびザクセン朝」99~101頁。
- (19) 「ザーリア一朝」113~114頁。
- (20) 検討対象とした硬貨125点のうち、切妻冠とみられる例は約1割である。
- (21) なお、シュタウフェン期には、ここで触れた形式の冠はいずれも、国王貨、皇帝貨双方に適用された例があり、少なくとも硬貨において、称号の違いに応じて冠を使い分ける表現が行われていたとはいえないであろう。
- (22) *Staufer*, Bd.1, Nr.188.28, 188.32, 188.38-40, Bd.2, Abb.104.2, 104.4, 104.10-12. いずれもミュールハウゼン貨幣鑄造所で成立。
- (23) Engelbert Kirschbaum, (hrsg.v.), *Lexikon der Christlichen Ikonographie*, Bd.1, Rom - Freiburg - Basel - Wien, 1994, Sp.401f.
- (24) Suhle, *op.cit.* Abb.33; *Staufer*, Bd.1, Nr.188.42, 188.45, 188.46, 188.47-51, Bd.2, Abb.105.1, 105.4, 105.5, 105.7-9. アルテンブルクおよびザールフェルトの貨幣鑄造所で成立。前者は、フリードリヒ1世の王領地の中心にあったといわれる。
- (25) *Ibid.*, Bd.1, Nr.202.1-3, Bd.2, Abb.121.22-24. おそらくブライザッハ貨幣鑄造所で成立。
- (26) Ernst H. Kantorowicz, "Zu den Augustalen Friedrichs II.", in: ders., *Kaiser Friedrich der Zweite, Ergänzungsband*, 4., veränd. Aufl., Stuttgart, 1994, S.257-265; Suhle, *op.cit.*, Titelblatt; Willemse, *op.cit.*, Abb.66-70; *Staufer*, Bd.1, Nr.855, Bd.2, Abb.633, 633a; Wolfgang Stürner, *Friedrich II. Der Kaiser 1220-1250*, Darmstadt, 2000, S.250-252.
- (27) *Staufer*, Bd.1, Nr.199.63, Bd.2, Abb.120.25.
- (28) *Ibid.*, Bd.1, Nr.199.50-51, Bd.2, Abb.120.21-22.
- (29) ベルン、ブルガーニュ図書館所蔵。*Denkmale*, Nr.184, S.184; *Staufer*, Bd.1, Nr.810, S.647f.; Petrus de Ebulo, *Liber ad honorem Augusti sive de rebus Siculis*, hrsg. v. Theo Kölzer, Marlis Stähli, Sigmaringen, 1994.

- (30) *Ibid.*, S.79, 83, 87, 95, 103, 111, 171, 179, 183, 191, 203, 219, 235, 239, 243.
(Fol.106r, 107r, 108r, 110r, 112r, 114r, 129r, 131r, 132r, 134r, 137r, 139r, 143r,
146r, 147r.)
- (31) *Ibid.*, S.75. (Fol.105r.)
- (32) ローマ、ヴァティカン図書館所蔵。*Denkmale*, Nr.211, S.195f.; *Staufer*, Bd.1,
Nr.824, S.658f.; *Das Falkenbuch Friedrichs II.: Cod. Pal. Lat. 1017 der Biblioteca
Apostolica Vaticana*, Kommentar von Dorothea Walz, Carl Arnold Willemsen,
Graz, 2000.
- (33) *Ibid.*, fol.1v.; Willemsen, *op.cit.*, Abb.74; *Staufer*, Bd.2, Abb.616.
- (34) カール大帝の列聖は、教皇アレクサンデル3世や、カロリング家の後継者たることを
主張するフランス王家との対抗関係の中で、フリードリヒ1世の政治的イニシアティブのもとで実行された。列聖の手続きとその意義については、Odilo Engels, “Des
Reiches heiliger Gründer. Die Kanonisation Karls des Großen und ihre Beweggründe”,
in: *Karl der Große und sein Schrein in Aachen*, hrsg. v. Hans Müllejans, Aachen,
1988, S.37-46.
- (35) フリードリヒの儀礼への関与については、Petersohn, *op.cit.*, S.108-112.
- (36) パリ、ルーヴル美術館所蔵。*Denkmale*, Nr.176, S.181.
- (37) Willemsen, *op.cit.*, Abb.2, 3, 16, 17.
- (38) アーヘン大聖堂所蔵。*Denkmale*, Nr.195, S.188f.; Hans Müllejans (hrsg. v.),
Karl der Große und sein Schrein in Aachen, Aachen, 1988.
- (39) Petersohn, *op.cit.*, S.115-118.
- (40) Willemsen, *op.cit.*, Abb.32, 63, 64; Müllejans (hrsg. v.), *op.cit.*, Abb.21, 22.
世俗の君主像を用いた装飾、フリードリヒ1世像の欠如など、この聖遺物箱の図像プロ
グラムに関する問題については、Ernst Günther Grimme, “Das Bildprogramm
des Aachener Karlsschreins”, in: *ibid.*, S.124-135.
- (41) *Ibid.*, S.128.
- (42) *Ibid.*, Abb.23-30.

図版出典

- (図1) Josef Deér, *Der Kaiserornat Friedrichs II.*, Bern, 1952.
- (図2) *Die Zeit der Staufer. Geschichte - Kunst - Kultur. Katalog der Ausstellung*,
Bd.2, Stuttgart, 1977.
- (図3～5) Carl A. Willemsen, *Die Bildnisse der Staufer*, Göppingen, 1977.